

○令和6年度湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

(平成30年12月20日要項第5号)

改正 令和元年12月3日要綱第9号 令和3年12月1日要綱第16号

令和5年4月17日要綱第11号 令和6年4月1日要綱第26号

(目的)

第1条 この要綱は、湯前町におけるスポーツ振興並びに文化芸術活動の推進を図るため、県・九州地区・全国大会に出場する個人及び団体に対して、出場奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本奨励金の交付範囲は、湯前町住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予選を経て大会に参加する資格を取得した者
- (2) 郡・県等の団体から推薦があつて大会に参加する資格を取得した者
- (3) 日常、直接指導している監督・指導者(2名まで)

(交付対象大会)

第3条 奨励金の支給対象となる個人や団体等は、所属するスポーツ選手がスポーツ競技大会に個人又は団体で出場し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、特に町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本町を含む地域を対象とする対外競技大会等の予選を経て出場する大会
- (2) スポーツ競技大会の実施要綱等で規定された標準記録等を達成して出場する大会
- (3) 郡などの競技団体等の推薦、選考及び選抜を受けて出場する大会
- (4) 支給対象者が本町以外に活動の拠点を有する団体に所属し、九州大会以上の対外競技大会に出場する大会

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 予選会若しくは選考会を経ずに出場する大会又は自主的な参加で参加申し込みにより出場権を得た場合（（公財）日本体育協会（加盟団体含む。）が推薦し出場する大会及び実施要項等で標準記録に達して出場する場合を除くが、推薦により出場する場合は、大会登録者一人につき一年度（4月から翌年3月まで）に3回までとする。ただし、指導者の大会参加に係る回数の制限は設けないものとする。）

(2) 政治団体、宗教団体及び民間企業が主催する大会

(3) 親睦及び交流が目的の大会、各競技流派団体、これに準ずる団体が主催する大会

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。ただし、奨励金の支給を受ける団体は年度あたり上限 400,000 円とし、社会人団体は上限 200,000 円（県内 5 万円）とする。

大会開催地	奨励金の額	湯前小学校児童及び湯前中学校生徒が出場する場合の加算額
県内	3,000 円／人	加算なし
九州管内 (沖縄県を除く)	10,000 円／人	
九州管外 (沖縄県を含む)	20,000 円／人	(1) 関東地域以南 20,000 円／人 (2) 関東地域以南を除く北海道以南 30,000 円／人
日本国外	30,000 円／人	町長が別に定める額

2 第2条に規定する奨励金の支給対象者が本町以外に活動の拠点を有する団体に所属し、九州大会以上の対外競技大会に出場する場合は、1人1回につき 10,000 円を支給するものとする。

3 交付を受ける者が、公益財団法人日本中学校体育連盟が開催する九州大会以上の大会に参加する場合は、前項の規定にかかわらず大会参加に要する交通費及び宿泊費と参加費を実費支給するものとする。なお、交通費および宿泊費の額は湯前町職員等の旅費に関する条例施行規則に準じて算出した額を限度とする。ただし、他からの補助金及び寄付金がある場合は、その額を控除した額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとするものは、湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付申請書（様式第1号）、大会開催要綱等、その他教育委員会が必要と認める書類等を教育委員会に提出するものとする。

様式第1号

[別紙参照]

(審査及び交付決定等)

第6条 町長は、奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し決定する。

2 奨励金の額を決定したときは、奨励金の交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

様式第2号

[別紙参照]

(実績報告)

第7条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）及び関係書類を町長に提出しなければならない。

様式第3号

[別紙参照]

(奨励金の返還)

第8条 町長は、支給決定スポーツ団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出場するスポーツ競技大会の開催が中止されたとき。
- (2) スポーツ選手がスポーツ競技大会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によりこの要綱による支給を受けた者があるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月3日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則(令和3年12月1日要綱第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月17日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年4月1日要綱第26号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。